

～安全設備の設置義務化について～

船舶安全法の改正に伴い、遊漁船に

- ① 法定無線設備
- ② 非常用位置等発信装置
- ③ 改良型救命いかだ等 の設置が義務づけられます
(設置時期については、現在「検討中」)

①法定無線設備

- ・限定沿海を航行する「旅客定員13人以上の遊漁船」の法定無線設備から携帯電話を除外
- ・旅客定員12人以下の遊漁船に対して、新たに法定無線設備を義務付け

航行区域	定員13人以上の遊漁船	定員12人以下の遊漁船
平水(湖川港内)	不要	不要
平水(上記を除く) (琵琶湖等)	業務用無線・衛星携帯電話 ・携帯電話	業務用無線・衛星携帯電話 ・携帯電話
2時間限定沿海	業務用無線・衛星携帯電話	業務用無線・衛星携帯電話
沿岸5海里		
沿海		

【法定無線設備とは】

- (1) VHF無線電話
 - (2) MF無線電話
 - (3) N-STAR電話
 - (4) インマルサット衛星電話
 - (5) 衛星携帯電話
 - (6) 漁業無線
- (アマチュア無線は法定無線設備に含まれない)

②非常用位置等発信装置(EPIRB等)

- ・限定沿海以遠を航行する遊漁船に、非常用位置等発信装置の設置を義務付け

旅客数 航行区域	5トン未満	5トン以上 長さ12m未満	20トン未満 長さ12m以上
平水	不要	不要	不要
限定沿海	要	要	要
沿海	要	要	設置済

【非常用位置等発信装置とは】

(1) **EPIRB**(イーパブ)

AIS-SART機能を有し、位置情報精度が向上した新型であって、位置情報を発信できるもの(自動浮揚型)に限る

(2) **AIS**

簡易型(Class-B)を含む

(現存船で旧型EPIRB及びレーダートランスポンダ又はAIS(簡易型)を設置している場合は、引き続き搭載を認める)

③改良型救命いかだ等

・航行する水域の最低水温が以下の表に該当する遊漁船に、救命いかだ等の設置を義務付け

航行する水域の最低水温	対象船舶	山形県沖の海水温(期間)
10℃未満	全ての船舶 (一部除外あり)	2/13~4/7
10℃以上15℃未満	限定沿海以遠を 航行する船舶	12/14~2/12 4/8~5/21
15℃以上20℃未満	限定沿海以遠を 航行する船舶の一部	10/27~12/13 5/22~6/20

…最低水温が20℃以上の場合は救命いかだ等の設置不要

山形県沖:6/21~10/26

営業期間をこの期間内に限定する場合は、救命いかだ等の設置不要

・対象船舶(航行区域別)

旅客数		航行区域		
		5トン未満	5トン以上 長さ12m未満	20トン未満 長さ12m以上
平水	河川、港内、一部湖	不要	救命浮器又は救命いかだ (旅客定員13人以上)	
	上記以外 (琵琶湖等)	改良型救命いかだ又は改良型内部収納型救命浮器		
2時間限定沿海		改良型救命いかだ又は改良型内部収納型救命浮器 (最低水温20℃未満(全通水密甲板を有する場合は15℃未満)に限る)		
沿岸5海里				
全沿海				
近海以遠		改良型救命いかだ		

【設置免除の事例】

(1)対象船舶の運航時に伴走船を伴う場合

・・・伴走船は、伴走対象の旅客船(2隻以上も可)の最大搭載人員を旅客として搭載できる船舶(伴走船として利用する場合、旅客搭載不可)

(2)水密の全通甲板を有する船舶

(3)航行区域が母港から5海里以内の船舶(船舶検査証に条件記載)

(4)迅速に救助可能な救助船を配備している場合

・・・救助船は、事故通報後30分以内に現場到着可能で、対象船の最大搭載人員を旅客として搭載可能な船舶

ただし、(2)～(4)は最低水温15℃以上20℃未満に限る。

(山形県:10/27～12/13、5/22～6/20)

(2)～(4)の場合、営業期間は5/22～12/13に限定される。

【バッグ式救命いかだについて】

・・・以下の船舶は、自動浮揚しない「バッグ式」救命いかだ等の設置も可能

(1)5トン未満又は12m未満であって、旅客定員12名以下の船舶

(2)現存船であって、船舶の構造上「固定式」の設置が困難なもの

【補助金について】

⇒水産庁で検討中(予定補助率2分の1)